

第1章 研究の背景と目的

第1章 研究の背景と目的

第1節 研究の背景

20世紀末から現在まで、日本は厳しい雇用情勢が続いている。バブル経済崩壊後からこれまでに不況脱却のための抜本的な対応が経済、産業、社会の各分野でとられなかったとして、この時期を「失われた十年」ともいうときくことがある。雇用についてみれば、2001年7月に完全失業率が5%を超えると、その翌年の8月には5.5%という過去最高の水準を記録した。2004年の年明けになっても5%台の高水準で推移している。

とはいえ、この間にも産業構造や職業構造の変化は一層すすんできている。労働市場においては、労働力の供給側に職業意識の多様化等の変化があらわれ、需要側の変化にはもっと急速で厳しいものがみられている。労働経済白書（平成15年版）でも指摘されているように、とくに、デフレを背景として人件費負担感が高まっていることから、一般労働者の採用抑制とパートタイム労働者の活用、全体的な雇用量の調整、また、従業員管理における成果主義・能力主義への志向が強くなっている。

こうした労働市場の動きは、国民の間に失業への不安を生じさせる^{*1}。国民の心理としては、もし、失業した場合の再就職の困難度を予測することから、失業に対する恐れのはるかに深刻である。まして、実際に失業した場合は、その後の求職活動における不安は大きく、それらの人々に対する再就職支援の充実・整備が社会に求められている。なかでも、労働力の需要と供給を円滑に結びつける職業紹介が積極的に推進されることと、求職者に対して労働市場の実情に応じた職業能力開発の機会が提供されることは重要な課題になっている。こうした社会的要請から、厚生労働省の数次にわたる緊急雇用対策においても、また、2001年から2005年までを計画期間とする第7次職業能力開発基本計画においても、離職した人々に対する再就職のための職業能力開発支援が盛り込まれているところである。

職業能力開発のなかでも、体系的な技能付与の機能である職業訓練についてはその多くが以前から職業紹介との密接な関係の下に行われてきている。雇用対策法や職業安定法では、国が労働者の再就職のために職業訓練の機会を提供することが明らかにされている。それに基づき、公共職業安定所では職業紹介の過程で、再就職のために職業訓練が適切で不可欠だと判断される求職者に対しては職業訓練の受講を指示してきている。近年のような雇用情勢の厳しいときにあっては、受講指示によって技能習得の機会を得ることで、再就職活動が有利に進められるようになることを期待する求職者は多くなると考えられる。職業転換訓練は、再就職を容易にするための職業訓練として公共職業安定所長の指示によって行われる。求職者が就職するために新たに必要となる技能・知識を習得するようにすることが目的である。

最近の数年は、毎年 10 万人を超える人々に実施されている。2001 年度には 108,117 人^{*2}の実績があった。このほかに、数週間程度の訓練コースも設けられているので、これを含めると、2001 年度には離職者を対象とする職業訓練は全体で約 52 万人^{*3}にのぼったという。これらの数値の大きさは、離職者の就職促進に対して職業訓練が果たす役割の大きさを示すものといえよう。

ごく最近になって、ようやく景気回復に明るい兆しが見られるようになった。しかし、雇用の回復にはまだ時間を要するであろうし、技術革新や情報化による職業・産業の構造的変化や、それに伴って労働者に求められる職業技能や技術の変化は進みつつある。こうした事態に対応する能力開発を求職者が求められ、再就職のための求職活動での大きな課題になることは今後とも変わらないと見込まれる。

*1 は「平成 11 年度国民生活選好度調査」(経済企画庁)においても、「失業の不安のなさが満たされていない」とする者が 49.8%あることなど、いくつかの調査で現在の日本では、国民の中かなりの割合で失業の不安があることが明らかにされている。

*2 は平成 13 年度労働行政要覧(日本労働研究機構)による。

*3 は「教育訓練制度の国際比較調査研究」(JIL 資料シリーズ 2003No.136 日本労働研究機構)による。

第 2 節 問題の所在

職業訓練は、職業能力開発促進法の前進である旧職業訓練法(昭和 33 年)に、「労働者に対して職業に必要な技能を習得させ、又は向上させるために行う訓練をいう」と定義されているように、その目的は、実践的な職業技能の付与・向上を行うことである。また、いろいろな形式や方法・種類のものが国、地方公共団体、民間企業・団体で用意されているが、その内容は、各職種を構成する作業を実践・遂行するための技能について理論から実技までの体系的、総合的な指導となっている。

職業訓練は、しばしば、公共職業安定所の事業主への雇用管理指導や求職者に対する職業紹介との関係を持ちながら、職業訓練の専門機関等で実施される。在職者に対してでなく、離職者に対しても、また、その必要に応じた技能の訓練として行われるものである。そのなかで、離職して再就職を目指す求職者が、技能の不足のために再就職が困難であるときなどには、公共職業安定所長が職業紹介を行う前段階の職業指導業務の一環として、職業訓練の受講指示を行うことがある。その際には、公的な費用の負担による訓練機会の提供となるこ

とから、職業訓練には、技能の向上とあわせて早期就職等具体的な就職促進効果が求められる。職業安定機関と職業訓練機関の双方のサービスが相乗的に成果をあげるには、職業訓練を受講している求職者が、技能面の成長だけでなく、職業選択を行うために必要な知識を充実させて積極的な求職活動を展開することが必要になる。つまり、両関係機関は、技能向上と求職活動の質の向上ための支援を効果的に行うことが社会から求められているといえよう。

ところで、受講指示による職業訓練は、10歳代から60歳代までのさまざまな年齢の、さまざまな職業経験の受講生がクラスを構成して、一緒に学習することがほとんどである。そのため、訓練の場には、年齢や学歴などがほぼ均質な高等学校や大学等とは異なる環境が作り出され、属性の異なる人々と交流をしながら多様性に富んだ職業情報を交換しうる環境が生まれる。いいかえれば、訓練を受けることが、求職活動の資源となる情報に多様性を与えてくれることも考えられる。これまで、職業訓練の効果については、ほとんどの場合、訓練指導が実用的なレベルまでの技能向上につながったかどうか、そして、それが求人企業に採用されることに有利に作用したかどうかといった議論がほとんどであった。しかし、ここで述べたように、職業訓練にはそのすすめ方や指導環境の整え方によって、受講生の就職活動の質的向上を図る上でもっと広範な就職促進効果を期待すべきであると考えられる。

なお、こうしたことは、公共機関が直接実施する職業訓練ばかりではなく、民間の専修学校等に委託されて行われるものについても同様である。民間の力を活用しての訓練は時代の要請にかなうものであり、ここ数年は、毎年、数万人以上の実施実績がある。2001年度の委託訓練は39,767人分であった。もちろん、委託の効果を高めるには、委託に際しての目的と期待する成果の内容を明確にすることが重要である。については、委託訓練に対しても、技能向上に止まらない広範な就職促進効果を期待できるように、参考情報を提供することが有意義であると考えられる。

以上の問題を捉えて、本研究においては職業訓練の求職活動に及ぼす影響を明確に把握することとした。

第2章 調査実施の概要

第2章 調査実施の概要

第1節 調査の目的

本研究における調査の目的は2つある。第1の目的は、集団形式で実施されている職業訓練が技能習得以外の面で求職者の就職実現にどのような効果をもたらすかを見出すことである。就職を円滑化する要素は、技能向上だけではない。職業選択、求人選択、求職条件の明確化等のさまざまな行為が効果的に行われることが必要である。技能の習得に関する職業訓練のあり方や技能指導の効果については、すでに職業訓練関係機関等で多くの研究が行われているところであるが、それ以外のこれらの要素について職業訓練がどのような効果を与えるかを明らかにしようとした研究は多くない。

本研究での調査は、技能習得過程での職業情報の取得の問題に着目して、職業訓練の効果をみようとした。

目的の第2は、公共職業安定所（以下、「安定所」という。）または職業訓練を実施する機関（以下、「訓練機関」という。）において失業者の再就職促進のために受講指示や訓練指導、職業指導の業務にあたる実務担当者の方々に業務の参考情報を提供することである。これらの方々は、日常の業務を進めるなかで、複雑多様化する求職者の意識や行動の傾向を理解しかねることがままあり、そのたびに苦心しながら指導・援助のあり方を探され、苦労を重ねられることがある。この研究結果から得られた情報が、そのような場合にひとつの基礎的な参考情報として役立ち得ることを念頭において報告書をまとめることとする。

本研究で対象とした職業訓練は職業能力開発法に基づく公共職業訓練であって、その実施が民間の専修学校等に委託されたものである。また、職業訓練及び求職活動は、次の3点を前提としている。

<前提とした条件>

・安定所は、就職が困難な失業者であって職業技能を習得することが就職の可能性を向上させると予想される求職者に対して職業訓練の受講を指示することがある。職業訓練の直接の役割は職業技能の付与であるが、安定所が行う受講指示の目的は、職業訓練を通じた就職の促進であり、対象となる求職者はそれを了解して受講する。その求職者を受け入れる訓練機関もまた、受講指示の目的が就職促進にあることを了解した上で技能付与のための訓練指導に当たっている。したがって、訓練期間中においても求職活動は、受講生の課題でありつづけるし、その課題解決の支援は訓練機関にとっても安定所にとっても課題になる。

・一般的には、受講指示による職業訓練は集団形式で行われる。訓練の場には、さまざまな年齢や職業経験の受講生がおり、失業という共通の条件はあるものの、職業生活の背景や職業経歴は多様である。そのため、現実的な労働市場での競争力という面では、職業訓練の開始時点では集団内部の職業能力の均質性は期待しにくい。

・求職活動には、訓練機関または安定所から援助を受けるもの、の援助を受けずに受講生の個人的な職業資産の活用や、マスメディアなどを用いた自主的な行動によるもの、の2通りがある。さらに、の援助については、イ、集団の構成員全員に対して行われる援助、ロ、構成員各自の状況に応じて個別に行われる援助の2種がある。さらに、受講生は自由にそれらを選ぶことができる。

なお、本報告書は、職業訓練が求職行動に及ぼす影響に関する研究の全体をまとめたものではない。今後、公共職業訓練機関に対しての調査を行うなどして、職業訓練が求職行動に及ぼす影響について、ここで取り上げた内容をさらに充実していく予定である。

第2節 調査の方法

1. 調査対象者

調査対象者は、次イからハのすべてに該当する合計 137 名（男性 42 名、女性 95 名）である。ただし、調査は 2 回行い、第 1 回目は 136 名、第 2 回目は 122 名。2 回とも該当した者は 121 名である。

イ、公共職業安定所（以下、「安定所」という。）によって職業訓練の受講指示を受けた求職者であって、専修学校等に委託された公共職業訓練の受講者。

ロ、受講指示の内容は、平成 15 年 9 月開講 11 月末終了の 3 ヶ月間コースである。パソコン操作の訓練が行われる。具体的な実施は東京 23 区内の専修学校等 5 校各 1 クラスの計 5 クラスでの訓練について行われた。

ハ、調査対象者は受講指示対象者のなかから特別な選ばれ方をした人々ではない。まず、特定時期（平成 15 年 9 月）に条件がほぼ同一の委託訓練をおこなっている訓練機関 5 校を選定した。つぎに、各校の委託訓練コースに所属する受講生に協力を要請し、その結果、協力に応じた者の全員を対象とした。同一性を求めた条件とは、実施時期、訓練期間、訓練職種、習得技能水準、指導体制である。なお、第 1 回目の調査協力者は、所属コースの入校者総数の 95.8%である。

2. 調査内容

求職者の就職及び職業への態度、ならびに求職活動の状況を把握するために、次の各事項についてを調査した。

< 職業と自己の関係 > 職業的自己のイメージ形成状況、就職希望職種及び受講している訓練職種の理解の状況並びにそれらに関して自分がどう理解しているかの状況。

< 求職活動に必要とする情報入手行動 > 就職実現を目的とした行動を進めるために必要な情報を収集するためのチャンネル（経路）の活用状況

3 . 調査の実施時期

調査は職業訓練の開始時期と終了時期の2回実施した。

第1回目は開講1週間以内の実質的な実技訓練が開始された授業の終了後とし、平成15年9月。

第2回目は所定の訓練終了月の実質的に実技訓練がほぼ終了し、就職活動を具体的に展開している時期とし、平成15年11月。

4 . 調査方法

質問紙(自記式)による。同じ対象者に受講期間の異なる時点で調査を2回実施し、両調査の対応するサンプルは121セットであった。調査は、対象者のプライバシーの尊重と回答の際の心理的負担を軽減することを重視したため、回答者の記名については、本名を書く必要はないが、2回の調査で共通して使用する印(マーク)やペンネーム、もしくはハンドルネームなどを決めて必ず記入するよう求めた。さらに、訓練機関や安定所等の受講生名簿等を見ることや調査票をそれらの機関に見せることは、一切、行わないので、回答者の確認には必ず印(マーク)等の記載が必要である旨の説明を行った。

また、第1回目の調査と第2回目の調査で使用したそれぞれの調査票には、両方に共通の数種類の質問を設けて、調査間の比較が可能になるように設計した。